

令 06 原機（サ保）129  
令 和 7 年 3 月 26 日

原子力規制委員会  
原子力規制庁  
緊急事案対策室長 殿

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構  
核燃料サイクル工学研究所  
所 長 高田 千恵（公印省略）

「核燃料サイクル工学研究所原子力事業者防災業務計画」の適用について（連絡）

令和 6 年 11 月 1 日付けで提出しました「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所原子力事業者防災業務計画」のうち添付に示す箇所につきまして、核燃料物質使用施設保安規定の施行（令和 7 年 3 月 26 日）に伴い、令和 7 年 3 月 26 日から適用を開始しましたので御連絡申し上げます。

添付資料  
・令和 7 年 3 月 26 日から適用を開始したもの

以 上

## 添付資料

令和7年3月26日から適用を開始したもの

[適用を開始したもの]

・別表－1 原災法対象施設

(対象)

「⑪ウラン廃棄物処理施設（廃水処理室）」を原災法対象施設から除外